

【研究ノート】

利潤税と付加価値税との代替

小 森 瞭 一

は し が き

付加価値税の源流はヨーロッパ大陸諸国にみられるように主として売上高税にその原型がうかがえる。しかし、すでに各国の税制度はその社会的経済的風土に適した形態をとって歴史的に発展してきている今日、付加価値税制度を具体化するには従来の税制度との関連において検討することが必要である。わが国やアングロサクソン系諸国は直接税である所得税を中心とする税体系を形成してきており、税収に占める直接税の割合はきわめて高い。かかる直接税中心の国が間接税である付加価値税を導入することは、直接税と間接税とのバランスから税収の安定性を求める必要上重要なことである。イギリスのEC加盟に伴う付加価値税導入はまさにこの問題を提起した例といえる。その際に考えられる一つの問題として、利潤税（所得税）と付加価値税の代替がある。そこでこの問題を以下検討することとしよう。

一 利潤税と付加価値税との代替

付加価値税が利潤税と代替したりあるいは利潤税の減税を行うかわりに付加価値税を導入することも考えられる。いずれの場合でも、利潤税債務は減少する。利潤税は言うまでもなく企業の利益に対して課される税であり、企業が最大利潤を追求するという利潤極大化は、利潤税が大きくなってあるいは減税により縮小されても変化はない。したがって、利潤税の変化は価格に影響を与えることはできない。すなわち、利潤税は原則的には前転しないと考えられて

いる。たとえば、イギリス王立委員会（Royal Commission）での付加価値税導入反対の一つは、前転しない利潤税を前転する付加価値税と代替させることは物価上昇を招き、実質賃金維持のため賃上げ要求が高まると製品製造原価をたかめ、それが輸出品価格の上昇となり競争的立場を弱め国際収支を赤字にするという素朴な考え方であったり。このような考えの背景には、利潤税は価格の中にはまったく入らないことが前提とされている。しかし、最近、実際には利潤税が前転しないということは正しくないことを示した経験的な研究が、アメリカにおいて行われた。すなわち、マスグレーブとクリチャックは、利潤税が100%以上前転することがあることを見出した¹⁾。イギリスでの別の調査研究は、少なくとも利潤税が一部前転するということを示している²⁾。このように、利潤税の前転について伝統的な見解と対立する諸見解があるかぎり、まずこの点から検討する必要がある。利潤税の前転の条件として、次のような事項が考えられる。

A. 企業の価格決定法

伝統的な経済理論では、企業家は最大利潤の追求をつねに目指すといわれているが、今日の企業家は必ずしも利潤最大を第一目的にしていない。今日の企業家は、短期の利潤極大を求めるよりも、売上高を拡大し、規模の経済性を発揮できかつマーケットシェアを拡大することにより、長期間にわたる収益率を高めようとする。このため、適正利潤以下であっても、税の代替によっては価格が変更される余地は十分ある。保護された市場の下では、不当な関税保護に対する世界の批判をあびたり、政府の反対をさけるために利潤極大化を必ずしも第一とはしない。

B. 経済の一般状態

景気が上昇傾向を示し、市場が拡大しつつあるときに、利潤税が増大すると

1) The Richardson Committee, Report, ch. 8.

2) R. A. Musgrave & M. Krzyaniak, *The Shifting of the Corporation Tax*, (Baltimore) 1962.

3) A. S. Mackintosh, *The Development of Firms*, Cambridge Univ. Press 1963.

きはよりスムーズに前転するが、景気が下降状態で利潤税が減少するときは、前転する割合は少ないといわれている⁴⁾。すべての物価が変動する場合、価格の相対的比較は非常に困難なため、人々は一般に上昇するのが通常であると考えるので、企業はそれらの変動を機会にその税を回収する。

C. 投資意思決定

もし、企業が税を考慮しないで投資意思決定をしているならば、税の恩典により企業の投資を促進せんとするすべての政府の施策は無反応となろう。今日、企業利潤の相当割合が課税されている段階では、このような税による投資刺戟政策は投資決定に影響を与えているのは事実である。ただし、割引された現金の流れ(Cash flow)という複雑な投資決定計算の中に税の恩典を考慮して、どのようにそれを変化させるかは正確には言えないが、税の恩典が通常特別措置法等時限立法であることから一律に定められない。したがって、税の変更がただちに価格に影響を与えることはないが、将来の価格決定や投資政策に影響を与えることは考えられる。イギリスの国家経済開発庁(N.E.D.O)の調査では、近年投資意思決定は「企業の会計処理の非常な複雑化から税引き利潤に注意を払うようになってきた」⁵⁾ため、税の影響は当然含まれる。このため、税の変更による影響は価格政策をも左右しよう。

D. 需給の弾力性

製造原価が生産高と比例して逓減する状況にある弾力的な需要曲線をもつ製造業者は、価格を上昇させることに消極的である。すなわち、弾力的な需要曲線をもつ彼らにとっては、価格を上昇させることにより売上利益を増大することは、反面、価格上昇により需要が減少するため規模の利益により得ていたコスト面の利益を失うことになる。したがって、企業の需給が弾力的であるか否かにより、税の変更による転嫁のために価格を上昇させるか否かが決まる。

E. 利潤の大きさ

⁴⁾ A. A. Tait, Value Added Tax, (London) 1972, p. 95.

⁵⁾ N. E. D. O., Value Added Tax, (London) 1971, para. 5-41, p. 90. A. 44.

利潤が総売上高に対してきわめて小さい割合しか占めなければ、税負担は個々の商品価格にとっては非常に小さい。このことは、利潤税の増加があっても、増加した税を価格変化によって回収するとすれば、きわめて少ない幅ですむ。たとえば、売上が10万円のとき利益率20%で1個当りの商品単価が50円の場合、利益に対する税率を10%増加したとすれば1円で、商品1個当りの単価に比べると2%の増加しかすぎない。このように、利潤に対する税が価格に転嫁すると仮定しても、商品1単位あたりの利潤税の前転による価格の変化はしばしば無視できるほどであるので、税だけの理由から価格を変化させることはなく製造原価が実際に上昇するため価格を変更させるときまで遅らせる。原材料や賃金その他経費の上昇は企業が短期的に価格を変更させる理由となる。税の変化はこのような生産要素価格への累積的影響による製造原価の増大の結果、価格変化を行わせる起爆剤になるかもしれないが、その影響力はそれほど大きくないと考えられるので、価格表改訂までの間は吸収されることになる。

F. 税の代替の規模

イギリスで行われた調査では、法人利潤税を大幅に減税させることにより付加価値税を導入する場合は、価格を上昇させないで同じ位の税収をあげる^①。付加価値税はより高い価格として前転しないで利潤税の大幅減税分に代替するものと認識され、それは生産要素に対する税となる。このことは、本来前転による間接消費課税を目的とする付加価値税は実質的には利潤に対する税であったり、賃金に対する税であったりするため、直接税から間接税への代替とはいえない。その割合がどの程度かにより付加価値税そのものの性格が変わることは、代替による影響や考え方に混乱を招く。要するに、法人利潤税の大幅な減税と代替して付加価値税を導入することは、企業にその税負担を吸収させることが認められるし、減税幅が少ない法人利潤税との代替は、付加価値税の前転を促進させる。利潤税との代替という場合、それは一般に法人税または法人利潤税との代替を意味しているものであれば、その減税は法人企業に対してしか

^① N. E. D. O., *op. cit.*, para. 5-41.

恩恵を与えていない。このため、非法人企業すなわち個人企業に対しても公平性から同じく恩典を与える必要があると考え、個人所得税をも減税しなければならないことにもなる。

二 利潤税との代替による影響

利潤税と代替した付加価値税が及ぼす影響をみる場合、これら二つの税が実際に企業に吸収されていたかまたは価格に前転するのかという仮定により、その影響は異なる。そこで、項目によってこれらを区別しなければ正しい影響を予測することはできないので、前提を次の四項目にしぼって検討しよう。

- (1) 利潤税も付加価値税もともに前転する場合。
- (2) 利潤税も付加価値税もともに吸収される場合。
- (3) 利潤税は吸収されるが付加価値税は前転する場合。
- (4) 利潤税は前転するが付加価値税は吸収される場合。

A. A. Tait 教授は、イギリスの場合、最も現実に起こると考えられる仮定は(1)の状況であるから国際収支や産業効率や投資に対しては有利に働くが、もし国内価格が賃上げ要求をもたらし、コスト上昇につながればマイナスになると述べている¹⁾。以下同教授の論述を中心にみることにしよう。

(A) 物 価

- (1) 両方の税がともに前転する場合

付加価値税も利潤税もともに前転すれば、その代替が物価に及ぼす影響は無視しうる。おそらく利潤が多く、売上が少ない企業は相対的に高い利潤税が廃止され、比較的低い売上高に対する付加価値税により代替されることは、価格に前転させる税部分を減少させることになるため、このような企業の製品価格は下落するであろう。他方、利潤は低い売上高の多い企業は、これとは逆に物価を上昇させる効果をもつ。家計に及ぼす最終的影響は、種々の消費パターンに応じて、これら製品価格の上昇や下降の効果により一定しないが、いずれ

¹⁾ A. A. Tait, *op. cit.*, p. 109.

にしる、物価が上昇するか下降するかの変動幅はそれほど大きくはない。

(2) 両方の税がともに吸収される場合

付加価値税が吸収されることは、賃金や利潤に対する税になることを意味する。したがって、代替される利潤税はたんに資本に対する税にすぎないが、この付加価値税は二つの生産要素すなわち資本と労働に対する税となるため、この代替は同じ性格の税で課税対象範囲の広狭の差として把握することができる。両者がともに吸収されるため、その代替は価格に対して何らの影響を与えないが、一つの生産要素から二つの生産要素に対する税となるため、同一税率を上げるだけならば、利潤に対しては相対的に以前よりも軽減され、賃金は新しく課税されるため相対的に不利になる。したがって、このような税の代替は、累退の影響をもつと考えられる。

(3) 付加価値税は前転するが、利潤税が吸収される場合

この仮定は、生産要素に対する税が消費税により置き換えられることを意味するが、このことは最も現実的な仮定として受けとられ、Richardson 委員会もこの前提で議論している。このことは、資本所有者に対する利益は増大する反面、物価は増大する。この物価上昇に伴う実質賃金低下を阻止せんとする賃上げ要求が激化し、これらのコストの上昇は輸出品の国際競争価格を増大させるような諸物価への間接的騰貴をもたらす。

(4) 付加価値税は吸収されるが利潤税は前転する場合

最も非現実的な仮定であるが、利潤や賃金に対する税として吸収される付加価値税が価格に前転してきた利潤税と代替されると、物価は下落すると考えられる。この仮定は、市場における競争が激化してきたため、これまで転嫁してきた利潤税が転嫁できなくなった状況の下に付加価値税が導入されたような場合にあってはまる。賃金や利潤に対する税となった付加価値税は、貨幣所得を減少させるが、価格下落による利益は、各家計の消費財パターンに依存する。

以上、4つの仮定についてみてきたが、物価への影響について、N. カルドアは、当時のイギリスの利潤税や所得税が10%税率の付加価値税と代替するこ

とはたんに最終消費者価格を約1%から2%上昇させるにすぎないが、しかし、このわずかな物価上昇には次のような付随事項があると述べている。

「企業の所有者から賃金や給料生活者への税負担の転換は、実質賃金や給料をそれほど減少させないが、平均的生産性や利潤の分け前の増加に比例した上昇はないことを意味している。したがって、所得分配をめぐる不公平さは増大し、その割合は時とともに増大する。他方では富の蓄積のスピードは早まり、富の所有権は相当の速度で集中化させる結果、資源を奢侈的消費に向ける割合が大きくなる。公平性の観点や社会経済的観点から、このような税の変化は個人財産の課税範囲および税率を相当増大しなければならない。累進税的財産税の導入や資本利得や贈与税その他配当支払の規制等の手段によって。」²⁾

(B) 投資

投資に関するかぎり、付加価値税が資本集約的企業を優遇するということは、利潤税の廃止とはまったく独立したものである。その効果がどのようなものかは、付加価値税が導入されたのちに、付加価値税を含む資本財の価格水準と貨幣賃金水準との関係に依存する。投資財の取り扱いについて、利潤税と付加価値税は大いに異なっている。利潤税の下では、取得原価にもとずいた減価償却により投資の資本回収が行われる。耐用年数期間にわたる減価償却により、投資財に課された税は部分的に回収される。他方、付加価値税の下では、投資財に課された税は取得時に全額税額から控除される。したがって、投資財に課された税についてみると、利潤税が付加価値税と代替されることは現象的には減価償却による耐用年数期間にわたる回数が、取得時に全額回収されるために回収時点が早められる効果があり、その限りでは投資を刺激し、労働集約的企業より資本集約的企業の方が相対的に有利になる。しかし、利潤税の下では企業の期間利益に対して課税されるため、投資が予想通りの利益をあげることが出来なければ、課税はない。

(1) 両方の税がともに前転する場合

²⁾ N. Kaldor, *Essays on Economic Policy*, Vol. 1., (Duckworth, 1964.) p. 288.

もし付加価値税が利潤税と代替するとき両方の税がともに前転すると仮定されるならば、企業投資政策には大きな影響を与えないであろう。利潤税は投資により作られた製品の価格に反映しているため、企業の負担とならず、その製品購入者が負担する。売上価額に比較して利益が少なければ、比較的少ない税額の利潤税から高い税額の付加価値税となり、製品価格は上昇し需要は減少する、もし製品が投資財ならば、この代替は投資を刺戟しない。売上価額に比較して利益が多ければ、逆の結果を招く。

(2) 両方の税がともに吸収される場合

この場合は、利潤税は賃金や利潤に対する税により代替される。いずれも製品価格には反映されないため、価格は代替によって変化しないが、利潤税が廃止または減税されることは資本に対する実質収益が増大し、同一税率を上げるとすれば、その分だけ労働に対する収益は下落する。このことは投資効率を高めるから、限界的投資計画も実行され、投資を刺戟する。さらに、もし労働組合がその組合員の実質賃金を維持するため賃上げを要求することになり、この間接的な賃金への影響をも価格に吸収させないことができなければ、労働集約的企業は資本集約的企業に比較して不利となる。このことが、投資を一層刺戟する。

(3) 付加価値税は前転するが利潤税は吸収される場合

最も現実的に理解しやすいこの仮定は、課されていた利潤税全額が企業の利益増加となり、他方、新たに課される付加価値税額だけ物価は上昇する。このため、資本財価格も他の物価上昇につれて上昇するけれども、企業はそれに課された付加価値税は企業が払わねばならない租税債務と相殺できるため、資本財投資の価格変更分だけ十分回収できる。すべての財や用役の価格が付加価値税額分だけ上昇し、貨幣賃金が何ら増加しない場合は、より機械化された企業もそれほど機械化されない企業も利潤率に対する影響はそのかぎりでは変わらない。貨幣賃金が上昇すると、労務費比率の高い企業ほど間接的影響は受けやすい³⁾。このことは、投資に対する刺戟となる。もし賃金が増加すれば、これ

を価格に反映させて回収しようとする資本財産業の製品価格が増加する。資本財の製品価格上昇は、労働に対する資本の有利性を削減し、他の産業の投資刺戟を減少させる。

(4) 付加価値税は吸収されるが利潤税が前転する場合

この場合は付加価値税は吸収され、賃金や利潤に対する税となるため、これらの要素の収益率は低下する。利潤にはこれまで利潤税が前転していたため課税されていなかったのに課税される結果、投資意欲は阻害される。他方、物価は、新しく課税される付加価値税が前転されるので下落する。この下落が賃金により吸収される付加価値税よりも大きければ、実質賃金は上昇する。

以上、4つの仮定について吟味してきた結果、いずれのケースが最も起こりやすいかは廃止または減税の大きさや市場の状況や企業の価格決定方法等に依存する。企業利益が少ないかゼロの場合には利潤税の廃止や減税の影響も少ないか無影響であるが、付加価値税は利益のみならず賃金をも含むため課税標準は拡大される。付加価値税が(1)(3)の仮定のように前転するかぎり、賃金には課税されないが、(2)(4)の仮定のように吸収されると、これまで非課税の賃金に課税されることになる。利潤税は、本来利潤がゼロ以下であれば課税されないが、付加価値税はたとえ利潤がゼロでも賃金にも課されるので課税標準の幅は大きい。付加価値税が前転する場合 ((1)と(3)のケース)、投資にはこの差異により変化はないが、吸収される場合には、これまで課されなかった賃金が課税されるので労働は不利に差別され、資本は相対的に有利となり、投資刺戟を高める。利潤が発生する場合は利潤税が課されるため、これまでのようにとくに資本と労働の著しい差別はない。ただ、付加価値税ではその計算機構から資本財投資については税額控除で租税債務と相殺されるため、無税で購入することができる。利潤税が軽減されたり代替されることを貯蓄投資のマクロ的観点からみると、たとえ配当の分配量が変わらなくても税引配当額が増加するため、資本収益率を高め投資を刺戟する。しかし、この配当が分配されると、一般に低い

③ N. E. D. O., op. cit., para., 5-33.

限界消費性向を示す高所得家計の所得を増大させるが、消費需要はそれほど大きくない。他方、付加価値税はより高い価格として前転すれば、低所得家計の実質所得を低下させる。この結果、おそらく総貯蓄は増大するが消費需要は縮小するため、国内市場は縮小する。この国内市場の縮小化は、増大した賃金の流れを吸収するに十分な投資機会を与えなくなる。利潤税と代替した付加価値税が全面的に前転する場合の影響は、より高い物価上昇をもたらし、製造業者は利潤税が代替されたため資本効率が高くなるので、より有利な投資を求める。国内市場は高物価のため縮小しているため、より有利な投資は海外に求めなければならない。輸出を促進させる一方、資本自体も国際的に移動する。利潤税と代替する付加価値税は、このように本質的に広域経済時代の租税であるとともに、それが一層経済の国際化、貿易や資本の自由化をめざすものといえよう。

(C) 効 率

現代資本主義企業では、限られた資源を使い労働者に賃金を払った上でどれだけ利潤を生むかが経営効率の指標である。長期的にはより多くの利潤を生む効率のよい企業に限られた資源がより多く配分されることになる。利潤税は、この効率の指標である利潤に対してのみ課されるため、利潤（効率）をより多くあげようと努力すればする企業ほど多く課税され、その努力が罰せられるという作用がある。これに対して付加価値税が吸収されるときは、利潤という経営努力の成果のみ課すのではなく、賃金にも課されるので、たとえ利潤がなくても課税され。そのときは賃金支払税（Payroll Tax）となるため、効率のよい企業のみを罰することはない。かえって、労働節約により効率を高めようとする努力すら期待できる。しかし、国鉄などのような公共事業のように利潤は殆んどないのに非常に多くの賃金を支払っている団体は、利潤税では租税債務はなかったのに、この付加価値税では賃金支払税として相当の額を支払わねばならない、このことは、労働雇用に対して重大な影響を与える。付加価値税も利潤税もともに前転するときは、相対的価格における変動が生ずる。売上に対する利潤の大きさと賃金との間に明白な相関性がないため、効率性について、

有利か不利かはいえない。売上が多いが利潤のない国鉄などの場合は、明らかに他の会社に比して価格が上昇する。このことが需要を減少させるため、狭隘化した市場に対しては効率を高めるか、同じことをより効率的に行う企業にその資源を向けさせ、国民経済的効率を高める。吸収されていた利潤税と前転する付加価値税が代替することは、税引利益率を高めるため投資意欲を高め、価格上昇をもたらすのみで効率性への刺戟は生じない。しかし、効率に対する迂回的刺戟は古い設備よりも近代的設備の方が売上利益率は高く、利潤税の代替はこの新鋭設備によりあがった多くの利益を課税しないで、旧式の不能率な設備による製品と同じ割合で課す付加価値税が課せられることを意味する。古い設備はより多くの労働を必要とするためこの二つの税の代替は労働節約的な新しい設備による生産方法に移行させる。この古い労働集約的設備に対する圧力は、付加価値税が完全に前転されるならば少なくなるため効率に対する影響は弱まる。

(D) 貿易収支

現在 O. E. C. D. やガット規約、ローマ条約等国际通商に関する取りきめでは、すべて輸出業者に対する補助金を禁じている一方、正確に前段階までに支払われた間接税額が計算される場合は還付することを認めている。利潤税を免税にすることは認められておらず、カスケード税が連続的な課税段階を通じて輸出品価格に含まれる額を正確に計算することは非常に困難であり、かくれた補助金が含まれることになる。ところが、付加価値税はその計算メカニズムから前段階までに課せられた税額を正確に計算できるため、輸出業者にそれを還付することができることから利潤税から付加価値税への代替は輸出業者にとって有利であると考えられるが、このことが真実であるためには次の2つの前提を必要とする⁴⁾。

1. 利潤税は前転し、輸出品価格をより高くしており、もしこの税がなくなれば、それだけ価格を低める。利潤税が輸出品価格に含まれているとき、それ

⁴⁾ A. A. Tait, op. cit., p. 104-105.

を廃止または代替することは輸出品価格を低下させ輸出条件をよくする。利潤税が輸出品価格に反映していなければ、利潤税が廃止されたとしても何ら影響はない。

2. 輸出品の需要は相対的に価格の弾力性が高くなければならない。もし非弾力的ならば、代替により輸出品価格が下落しても輸出量は増大しないため、輸出額は減少する。アイルランドやデンマーク等の農業国では農業生産物輸出は価格の関数ではなく、国内や海外の農業生産に対する補助金の大きさにより決定されるため、利潤税との代替により有利になるとは言えない。また、多くの場合、ごくわずかな価格低下では輸出品市場を魅惑するには十分でなく、むしろ敏速な運搬や品質や多品種性、デザイン等により決定される。

この二つの前提の上で、利潤税との代替は輸出を有利にするとしても、現実にはこの前提の妥当性が検討されねばならない。まず、たとえ利潤税が前転するとしても、輸出価格にまで前転しないかもしれない。輸出市場の競争が激しい場合、輸出売上はそのまま下落させなくても国内市場での販売価額をその分だけ高めることにより、輸出促進をするダンピング現象が生ずる⁹⁾。また、企業は限界費用を回収しても、輸出売上から損失を生ずることもある。利潤税では、この損失は国内売上により生じた利潤に対する租税債務と相殺できるが、付加価値税の場合、海外売上の損失を国内売上の租税債務と相殺することはできない。したがって、付加価値税で同一の税收を上げるには、国内売上に対する税率は高くなる。要するに、利潤税では負の租税債務が考えられるが、付加価値税の場合、負の売上が認められないため国内売上の租税債務と相殺するための負の租税債務は出せないから輸出は減少する。さらに、利潤税制をもつ他の国々も同様にそれらを前転させるならば、一国が利潤税を付加価値税と代替させても輸出に与える影響はない。次に、リチャードソン委員会が最も現実にか

⁹⁾ たとえばイタリアでは法人所得税は15%、フランス50%、オランダ43~58%、ドイツでは営業利益に対して51%、処分利益に対して23.5%が課されている。A. A. Tait, op. cit., p. 104.

価値税の代替により国内価格の上昇は実質賃金維持のために賃上げ要求を強め、それによるコストインフレは、輸出品の競争上の利点を消滅してしまうおそれがある。企業が付加価値税を前転させる割合は、市場競争の程度による。E.C.の出現で競争は価格上昇を制限し、付加価値税を吸収させる傾向を示しているが、国内における賃金と価格の悪循環は輸出の競争条件を阻害する最も基本的な問題であり、また今日、先進国で最も考慮すべき点である。このように、付加価値税が輸出を有利にするためには、より高い利潤税率をもつ国々はその高い税率水準で利潤税を前転するとともに輸出の価格弾力性は高く、代替による価格引下げが他の国々の理由なき価格引下げによる報復を受けてはならない。さらに、最も重要なことは、賃金と価格の追いかけ合いによる輸出品価格の上昇を阻止すべきである。カルドアは、イギリスでもし付加価値税が利潤税と代替される場合、2.5~3.5%の賃金の一般引下げに等しい利益が生ずると計算した⁶⁾。他方、スタウトは、利潤税の代わりに10%の付加価値税が代替されるならば、インフレを招き、イギリスの物価は3~4%上昇するため、代替による輸出上の利益はなくなると指摘している⁷⁾。輸入についてみると、付加価値税は国内で生産された場合に課されるであろう税を輸入品に対しても課税する。付加価値税が前転するためより高い価格となれば、輸入品も同様に高い税率で課されるのでその相対的立場は変わらない。

む す び

理論的な考察では、利潤税の上昇は必ずしも即時ではないにしても前転すると仮定するのが合理的である。利潤税と代替される付加価値税は物価を下落させ、古い設備を取りかえることにより投資を増大させうる。配当は増加するため総貯蓄は増大するが、労働組合の強い賃上げ要求や所得政策の必要性が生

⁶⁾ N. Kaldor, *op. cit.*, p. 288.

⁷⁾ D. K. Stout, *Value Added Taxation, Exporting and Growth*, British Tax, Sep./Oct., 1962, p. 330.

ずる。付加価値税が吸収される場合、それは賃金に対する税となり、利潤は低い賃金部分が大きい割合を占めるイギリスの国営産業のような事業に重要な影響を与え、資本集約的設備への投資を促進する。これが国際収支に与える影響は複雑で明らかではないが、前転する付加価値税が物価を上昇させ、それが賃金を増大させるコストインフレの悪循環を招くようになれば、輸出条件は悪化しよう。A. A. Tait 教授は、利潤税と代替する付加価値税の影響を次の表によって要約しているのでこれをむすびにかえて示す。

第1表 利潤税と代替する付加価値税の影響

実質的变化	いずれの税も 前転する	いずれの税も 吸され取る	付加価値税は 前転し 利潤税吸収	付加価値税は 吸収 利潤税前転
物 価	-/0/+	0/-	+	-
利 潤	+	+	+	-
賃 金	0	-	-	+
投 資	+	+	+	-
効 率	0/+	0/+	0/+	+
産 出 高	0	+	0	+/-
貿 易 収 支	0/+	0/+	-	+
輸 出	0/+	0/+	-	+
輸 入	0	0	0	0

A. A. Tait, op. cit., 第7—2表より。

ここで(+)はその要素については増加または上昇を、(-)は減少または低下を、(0)は不変であることを示している。